

一般廃棄物再生利用業指定証

徳島市指令市環第304号

平成30年8月1日

住所 香川県観音寺市大野原町福田原241番地1
(所在地)

株式会社 パブリック
氏名 代表取締役 三野 輝男 殿
(名称及び代表者の氏名)

徳島市長 遠藤 彰



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号・第2条の3第2号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

| | |
|---------|---|
| 指定年月日 | 平成30年6月8日 |
| 指定番号 | 第 50-2 号 |
| 事業の範囲 | 事業の種類 再生輸送 |
| | 取り扱う一般廃棄物の種類 生ごみ、動植物性残渣、紙、木、繊維、(事業所で発生したものに限り) 国及び県の管理地から発生する草木等 |
| 再生利用の目的 | 生ごみ、動植物性残渣を発酵乾燥させ、堆肥原料として販売する。(㈱丸亀リサイクルプラザ、㈱MCS) 紙、木、繊維を選別又は固形燃料化を行い、リサイクル又は燃料として販売する。(㈱パブリック) 草木等を破砕し、燃料又は堆肥副資材として販売する。また、堆肥副資材の一部は㈱丸亀リサイクルプラザに持ち込み、堆肥原料とする。(㈱パブリック) |
| 指定期間 | 平成30年7月27日 から 平成32年7月26日 まで |
| 指定条件 | 徳島市一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱第3条の規定に適合していること。 搬入先は、生ごみ・動植物性残渣については㈱丸亀リサイクルプラザまんのう工場(香川県仲多度郡まんのう町大字炭所東宇山畑524番8)、三豊オーガニックステーション(香川県三豊市高瀬町佐股字西谷乙356番2、乙356番6、乙356番7、乙356番8)、株式会社MCS(香川県高松市西植田町字廣間6883番1)、紙・木・繊維・草木等については㈱パブリック本社工場(香川県観音寺市大野原町福田原241番地1)、三豊工場(香川県三豊市財田町財田中字吉田4704番)、丸亀事業所(香川県丸亀市土器町北二丁目16番、17番2、17番5)の再生活用施設に限る。 |

徳島市一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条第2号及び第2条の3第2号に規定する指定(以下「一般廃棄物再生利用業の指定」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(指定)

第2条 一般廃棄物再生利用業の指定は、次の各号に掲げる区分に応じて行うものとする。

(1) 再生利用のための一般廃棄物の収集又は運搬(以下「再生輸送」という。)を業として行う者に対する指定

(2) 再生利用のための一般廃棄物の処分(以下「再生活用」という。)を業として行う者に対する指定(指定の基準)

第3条 前条第1号に規定する指定(以下「一般廃棄物再生輸送業の指定」という。)の基準は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 再生活用を業として行う者が自ら再生輸送を行うこと。ただし、引き取られた一般廃棄物がすべて再生活用されると市長が認める場合は、この限りではない。

(2) 再生輸送の用に供する施設が省令第2条の2第1号に掲げる基準に適合していること。

(3) 再生輸送において生活環境上支障が生じるおそれがないこと。

(4) 申請者が省令第2条の2第2号に掲げる基準に適合していること。

(5) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

2 前条第2号に規定する指定(以下「一般廃棄物再生活用業の指定」という。)の基準は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 引き取られた一般廃棄物がすべて再生活用に供されること。

(2) 再生活用の用に供する施設が省令第2条の4第1号に掲げる基準に適合していること。

(3) 再生活用に伴い生じた廃棄物の処理が的確にできること。

(4) 再生活用において生活環境上支障が生じるおそれがないこと。

(5) 申請者が省令第2条の4第1号ロに掲げる基準に適合していること。

(6) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

(指定の申請)

第4条 一般廃棄物再生利用業の指定を受けようとする者は、市長に一般廃棄物再生利用業指定申請書(様式第1)を提出しなければならない。

(指定の交付)

第5条 市長は、一般廃棄物再生利用業の指定を行ったときは、一般廃棄物再生利用業指定証(様式第2)を当該申請を行った者に交付する。

(指定の期限等)

第6条 市長は、一般廃棄物再生利用業の指定を行う場合において、期間又は生活環境上必要な条件を付することができる。

(指定変更の承認)

第7条 一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者が当該指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、あらかじめ市長に一般廃棄物再生利用業指定変更承認申請書(様式第3)を提出して当該指定の変更について承認を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときはこの限りでない。

(変更又は廃止の届出)

第8条 一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者は、次の各号に掲げる事項に変更が生じたとき又は事業の全部若しくは一部を廃止したときは、当該事由が生じた日から10日以内に一般廃棄物再生利用業指定変更・廃止届出書(様式第4)を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所(法人にあっては主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名)

(2) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人

(3) 法人でその役員又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第4条の7に規定する使用人

(4) 個人で政令第4条の7に規定する使用人

(5) 事務所及び事業場の所在地

(6) 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模

(7) 取引関係

(8) 再生利用の目的

第9条 一般廃棄物再生利用業の指定証の交付を受けた者は、当該指定証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、一般廃棄物再生利用業指定証再交付申請書(様式第5)を市長に提出して指定証の再交付を受けなければならない。

(指定の更新の申請期限)

第10条 一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者が第6条の規定により付された期限満了後も引き続き当該指定に係る事業を営もうとするときは、当該期限の満了の日前30日以内に一般廃棄物再生利用業指定申請書を市長に提出しなければならない。

(指定の取り消し等)

第11条 市長は、一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者が法若しくは法に基づく処分違反したとき、又は法第7条第5項第4号イからヌまでに掲げる事由のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(指定証の返納)

第12条 指定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定証を市長に返納しなければならない。

(1) 指定期限の満了により効力を失ったとき。

(2) 事業の全部を廃止したとき。

(3) 一般廃棄物再生利用業の指定を取り消されたとき。

(4) 亡失した指定証を発見したとき。

(報告)

第13条 一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前

の1年間に於ける一般廃棄物の再生輸送又は再生活用に関し、当該一般廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物の再生利用業務報告書(様式第6)を市長に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

(2) 指定番号

(3) 一般廃棄物の排出者の氏名又は名称及び排出者ごとの受託量

(4) 再生輸送を行った場合は、輸送先ごとの再生輸送量

(5) 再生活用を行った場合は、再生活用方法ごとの再生活用量

附則
この要綱は、平成11年8月13日から施行する。

附則
この要綱は、平成14年11月21日から施行する。

附則
この要綱は、平成15年2月25日から施行する。

附則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成17年3月7日から施行する。

附則
この要綱は、平成17年6月8日から施行する。